

日 銀 業 第 6 3 7 号
2 0 2 1 年 1 2 月 2 0 日

日 銀 ネット 利用 先
日 銀 ネット 利用 金融 機関 等 御 中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」の一部改正に関する件

日本銀行では、保管店および直送場所における当座勘定の払戻について、取引先が日本銀行金融ネットワークシステムを利用して払戻を請求し得ることとしたこと等に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日より実施することとしましたので通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」中一部改正

- 第1編Ⅱ. 1. (1) イ. (ロ) を横線のとおり改める。

(ロ) 日本銀行の当座勘定取引先による自己の当座勘定の払戻を日銀当座勘定取引店または、市中流通拠点、保管店または直送場所において受ける場合の日銀ネットを利用した当座勘定の払戻の請求およびこれに関する照会。